

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する
条例に係る取扱要領

平成29年10月30日

(趣旨)

第1条 この取扱要領は熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例(平成21年熊本県条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申出の要件)

第2条 熊本県信用保証協会(以下「保証協会」という。)は、条例第3条で定める求償権の放棄等の申出を行う場合は、次の要件を満たさなければならない。

(1) 株式会社日本政策金融公庫との協議を終え承認を得ていること(当該承認が不要な場合はこの限りでない。)

(2) 別に定めた求償権の放棄等に係る基準を満たしていること

(条例第3条第2号の計画)

第3条 条例第3条第2号の計画とは、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン(平成27年12月に自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会がとりまとめたもの)」を基準として策定した調停条項案をいう。

(事前協議)

第4条 保証協会は、条例第3条に定める求償権の放棄等の申出を行う場合は事前に県と協議しなければならない。

(申出の方法)

第5条 保証協会は、条例第3条に定める求償権の放棄等の申出を行う場合は次に掲げる事項を記載した求償権放棄等申出書(別記第1号様式)を知事に提出しなければならない。

(1) 中小企業者等の名称及び法人にあってはその代表者の氏名(以下「中小企業者等の名称等」という。)

(2) 中小企業者等の所在地

(3) 求償権の放棄等の実施予定日

(4) 求償権の放棄等を行う理由

(5) 代位弁済日又は代位弁済予定日

(6) 求償権の残高(申出時点)

(7) 損失補償金額から回収納付金の納付額を減じた額(申出時点)

(8) 求償権の放棄の場合にあっては放棄後の求償権残高、求償権の不等価譲渡の場合にあってはその対価(申出時点)

(9) 求償権の放棄等に係る県への回収納付金の相当額(県の放棄額)

(10) その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 条例第3条各号に掲げる計画等の写し

(2) 当該求償権の放棄等について株式会社日本政策金融公庫から承認を受けたことが分かる書類の写し(当該承認が不要な場合はこの限りでない。)

(3) 求償権の放棄等に係る中小企業者等に対して複数の求償権がある場合には、求償権ごとの放棄等の額が分かる書類

(4) その他知事が必要と認める書類

(求償権の放棄等の承認)

第6条 知事は、前条で定める申出書を受理し求償権の放棄等が適正と認めるときは求償権の放棄等に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する承認書(別記第2号様式)を保証協会に通知する。

(求償権の放棄等の内容の通知)

第7条 保証協会は、条例第3条の規定による求償権の放棄等の申出を行い、求償権の放棄等を行った場合は、次に掲げる事項を記載した求償権放棄等実施通知書(別記第3号様式)により、求償権の放棄等の内容を知事に通知しなければならない。

(1) 中小企業者等の名称等

(2) 前号の中小企業者等の所在地

(3) 求償権の放棄等の実施日

(4) 求償権の放棄等を行う前の求償権残高

(5) 前号の求償権の残高に係る県への回収納付金(見込額)

(6) 求償権の放棄等を行った後の求償権の残高(求償権の放棄の場合にあっては放棄後の求償権残高、求償権の不等価譲渡の場合にあってはその対価)

(7) 前号の求償権の残高に係る県への回収納付金(見込額)

(8) 求償権の放棄等に係る県への回収納付金の相当額(県の放棄額)

(9) その他知事が必要と認める事項

(求償権の放棄等の中止の通知)

第8条 保証協会は、第6条の規定による知事の求償権放棄等承認を受けたにもかかわらず、求償権の放棄等を行わなかったときは、次の各号に掲げる事項を記載した求償権放棄等中止通知書(別記第4号様式)により知事に通知しなければならない。

(1) 中小企業者等の名称等

(2) 中小企業者等の所在地

(3) 求償権の放棄等を中止した理由

(4) その他知事が必要と認める事項

(報告)

第9条 知事は、条例第4条に基づき求償権の放棄等に係る回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、別記第5号様式により議会に報告するものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年3月27日から施行する。

この要領は、平成29年3月10日から施行する。

この要領は、平成29年7月6日から施行する。

この要領は、平成29年10月30日から施行する。

別記第 1 号様式（第 5 条関係）

求償権放棄等申出書

年 月 日

熊本県知事 様

熊本県信用保証協会
会長 印

下記中小企業者等の再生支援を図るため、求償権の（放棄・不等価譲渡）を行いたいの
で、熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例第
3 条の規定により求償権放棄等の申出を行います。

記

中小企業者等の名称及び代表者名	
中小企業者等の所在地	
求償権の放棄等の実施予定日	
求償権の放棄等を行う理由	
代位弁済日又は代位弁済予定日	
求償権の残高（申出時点）	
損失補償金額から回収納付金の納付額を減じ た額（申出時点）	
求償権の放棄等後の求償権残高等	
求償権の放棄等に係る県への回収納付金の相 当額（県の放棄額）	
その他知事が必要と認める事項	

添付書類

- 1 熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例第 3 条の各号に該当する再生に関する計画書等の写し
- 2 株式会社日本政策金融公庫から承認を受けたことが分かる書類の写し（当該承認を要しない場合は不要。）
- 3 求償権の放棄等に係る中小企業者等に対して複数の求償権がある場合には、求償権ごとの放棄等の額が分かる書類

別記第2号様式（第6条関係）

求償権の放棄等に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する
承認書

第 号
年 月 日

熊本県信用保証協会
会長 様

熊本県知事 印

年 月 日付け求償権放棄等申出書につきまして、熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例に基づき判断した結果、求償権の放棄等に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる要件を満たしていることを確認しましたので申出に係る（求償権の放棄・求償権の不等価譲渡）を承認します。

記

中小企業者等の名称及び代表者名	
中小企業者等の住所	

別記第3号様式（第7条関係）

求償権放棄等実施通知書

年 月 日

熊本県知事 様

熊本県信用保証協会
会長 印

年 月 日付け 第 号をもって承認を受けた求償権の（放棄・不等価譲渡）
を下記のとおり実施したので通知します。

記

中小企業者等の名称及び代表者名	
中小企業者等の所在地	
求償権の放棄等の実施日	
求償権の放棄等を行う前の求償権の残高	
うち県への回収納付金の額（見込額）	
求償権の放棄等を行った後の求償権の残高	
うち県への回収納付金の額（見込額）	
求償権の放棄等に係る県への回収納付金の額（県の放棄額）	
その他知事が必要と認める事項	

添付書類

- 1 債務者に提出した求償権の放棄を証する書類、不等価譲渡先と締結した契約書又は資本的劣後化を証する書類等の写し
- 2 債権者に対して複数口の債権を有する場合には、放棄額等の配分及び配分根拠を示した整理表
- 3 再生計画等に変更がある場合には、変更内容が確認できる資料及び変更後の再生計画等の写し

別記第4号様式（第8条関係）

求償権放棄等中止通知書

年 月 日

熊本県知事 様

熊本県信用保証協会
会長 印

年 月 日付け 第 号をもって承認を受けた求償権の（放棄・不等価譲渡）
を下記のとおり中止したので通知します。

記

中小企業者等の名称及び代表者名	
上記中小企業者等の所在地	
求償権の放棄等を中止した理由	1 再生計画等の変更に伴う中止 2 再生計画等の不成立又は実行の中止 3 その他 〔 〕
その他知事が必要と認める事項	

添付書類

- 1 求償権の放棄等が中止になった経緯がわかる書類

別記第 5 号様式（第 9 条関係）

報告第 号

熊本県信用保証協会が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる県に納入すべき回収納付金を受け取る権利の放棄に関する報告について

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例第 4 条の規定に基づき次のとおり報告する。

年 月 日

熊本県知事

放棄した日	件 数	対 象 額

求償権の放棄及び求償権の不等価譲渡に係る基準について

平成29年10月30日

(取扱要領第2条第2号で定める基準)

第1 熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例に係る取扱要領第2条第2号で定める求償権の放棄等に係る基準は以下のとおりとする。

(求償権の放棄等に係る基準)

第2 保証協会が求償権の放棄等ができるのは、条例第3条各号の計画に基づく放棄等の場合に応じ、それぞれ次の表の右欄に掲げる基準を満たす場合とする。

条例第3条第1号、3号、5号、6号、7号(熊本地震事業再生支援投資事業有限責任組合(以下「熊本地震事業再生支援ファンド」という。)の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画を除く)及び8号の計画	放棄	次に掲げるすべての基準を満たすもの。 (1) 求償権元本の放棄又は不等価譲渡を行わなければほぼ確実に経営が破綻すること。 (2) 経営姿勢等が次に掲げるすべての基準を満たすこと。 ア 債権者に対して必要な情報を開示しており、遊休資産の処分等の自助の努力を誠実にやっていること。 イ 次に掲げる事項のいずれかに該当し、当該中小企業者等の事業継続が地域産業全体にとっても利益があると認められること。 (ア) 一定の雇用効果が認められる等、地域経済の産業活力維持に資する事業であること。 (イ) 地域住民の生活に密着した生活関連サービスの提供事業である等、地域社会にとって不可欠な事業であること。 (ウ) 先進性、新規性又は技術力の高い事業であり、今後の発展が見込まれる有望な事業であること。 (3) 当該中小企業者等に係る再生計画等が次に掲げるすべての基準を満たすこと。 ア 再生計画等において、各金融機関(注1)に求められている貸付金等の放棄等の権利変更が合理的かつ公正衡平(注2)なものであること等、次に掲げる(ア)から(ク)までのすべての要件を充足する適正な内容・手続を踏んで策定されたものと考えられ、かつ、各金融機関が再生計画等に同意する意思を表明していること。 (ア) 再生計画等の中で、達成可能と見込まれる事業計画が記載されていること。 (イ) 再生計画等の中に、実質債務超過解消期間が記載されており、その期間が5年以内であること。ただし、5年超の場合であっても、合理的な理由があるものはこの限りでない。
---	----	--

		(ウ) 再生計画等の中に、株主責任等を問うため増減資による割合的地位の減少又は消滅を行う記載があること。ただし、株主責任を問わない場合であっても、合理的な理由があるものはこの限りでない。 (エ) 再生計画等の中に、経営陣の退陣について記載があること。ただし、退陣していない場合であっても、合理的な理由があるものはこの限りでない。 (オ) 再生計画等の中で、複数の金融機関に対し、放棄又は不等価譲渡が求められており、各金融機関に求められている貸付金等の放棄額が合理的かつ公正衡平なものであること。 (カ) 再生計画等の中に、破産的清算又は法的再生手続による場合よりも多い回収が得られる等経済合理性が期待できる内容が記載されていること。 (キ) 債権者集会等が実施される場合には招集される等、協会に適切な意見表明の機会が与えられていること。 (ク) 再生計画等の作成にあたり、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家による財務面、事業面のデューデリジェンス（実態の評価）が行われた調査報告書等が作成され、再生計画等が合理的で実現可能性が高い等の意見が付されていること（注３）。 イ 従業員が再生計画等に協力的であること（労働組合がある場合は、原則として再生計画等につき、労働組合が同意していること。）。 ウ 株式会社整理回収機構、株式会社地域経済活性化支援機構、主要取引行、独立行政法人中小企業基盤整備機構が中小企業再生ファンド出資事業により出資した再生ファンド、債権回収会社等が再生計画等の合理的なモニタリングを行う意思を表明している等、再生計画等の円滑な実施が期待でき、かつ、再生計画等の成果（経常損益の黒字転換、債務超過の解消等）が適正な期間内に達成される見通しであること。 (４) 信用保証協会法第２０条第２項第２号イの規定により、当該中小企業者等に係る債権を譲り受ける場合は、信用保証協会に求められている求償権と当該譲受債権の放棄額が合理的かつ公正衡平なものであること。 (注１) 金融機関とは、当該中小企業者等と取引を有する金融機関のうち、再生計画等によって権利変更を余儀なくされる金融機関をいい、保証協会を含む。ただし、債務の譲渡等により取引を廃止する金融機関は除く。以下同じ。 (注２) 保証契約に基づき利息の代位弁済を行った結果、再生計画等に比して貸付金等の放棄等の権利変更の額が増加し、再
--	--	---

		生計画等の内容と一致しないこととなった場合において、債権者間調整に費用や期日を要する等円滑な事業再生の実施に支障が生じる懸念がある等の理由から、再生計画等の変更を行わない場合にあっても上記の基準を満たすものとする。以下同じ。 (注3) 条例第3条第1号の計画については、「企業再生検討委員会」において着手可能と判断されている場合、条例第3条第3号の計画については「地域経済活性化支援委員会」により支援決定がされている場合又は地域経済活性化支援委員長を構成員に含む会議を経て支援決定がされている場合は上記ア(ク)の基準を満たすものとする。
	不 等 価 譲 渡	上欄(放棄の基準の欄)の(1)～(3)に掲げる基準のほか、次に掲げるすべての基準を満たすもの。 (1) 譲渡金額が求償権の放棄に応じた場合の回収見込額と同等又は上回る金額であること。 (2) 譲渡に際し対抗要件として債務者である中小企業者等の「承諾」を得たものであること。
条例第3条第2号の計画	放 棄 及 び 不 等 価 譲 渡	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン第3項及び第8項に定める事項を満たすもの。
条例第3条第4号の計画	放棄	次に掲げるすべての基準を満たすもの。 (1) 当該中小企業者等が、過大な債務を負っており、既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。 (2) 当該中小企業者等が株式会社地域経済活性化支援機構法第32条の2第1項に基づく特定支援の申込みを行い、「地域経済活性化支援委員会」により同法第32条の2第3項に基づく特定支援決定を受けていること又は地域経済活性化支援委員長を構成員に含む会議を経て同法第32条の2第3項に基づく特定支援決定を受けていること。 (3) 当該中小企業者等の債務及び経営者等(注1)の保証債務に係る弁済計画が、次に掲げるアからオまでのすべての要件を充足する適正な内容・手続を踏んで策定されたものと考えられ、かつ、各金融機関が弁済計画に同意する意思を表明していること。 ア 弁済期間が株式会社地域経済活性化支援機構法第32条の2第3項に基づく特定支援決定を受けた日から5年以内であること。ただし、5年超の場合であっても、合理的な理由があるものはこの限りでない。

		イ 資産の換価・処分の方針が記載されていること。 ウ 金融機関に対し、放棄又は不等価譲渡が求められており、金融機関が複数の場合にあつては各金融機関に求められている貸付金等の放棄額が合理的かつ公正衡平なものであること。 エ 主たる債務及び保証債務の破産的清算による場合よりも多い回収が得られる等経済合理性が期待できる内容が記載されていること。 オ 債権者集会等が実施される場合には招集される等、協会に適切な意見表明の機会が与えられていること。 (注1) 経営者等とは、当該中小企業者等の債務を保証している者であつて、当該中小企業者等の代表者のほか、実質的な経営権を有している者、営業許可名義人、当該経営者と共に当該事業に従事する配偶者、経営者の健康上の理由による事業承継予定者又は当該事業に従事する取締役等をいう。
	不 等 価 譲 渡	上欄（放棄の基準の欄）に掲げるもののほか、次に掲げるすべての基準を満たすもの。 (1) 株式会社地域経済活性化支援機構への譲渡金額が、上記（放棄の基準の欄）(3)に掲げる弁済計画に基づき協会が求償権の放棄に応じた場合の回収見込額と同等の金額であること。 (2) 譲渡に際し対抗要件として債務者である中小企業者等の「承諾」を得たものであること。
条例第3条第7号の計画（熊本地震事業再生支援ファンドの支援を受けて策定された事業の再生に関する計画に限る。）	放 棄 及 び 不 等 価 譲 渡	次に掲げる全ての基準を満たすものであること。 (1) 中小企業者等が熊本県内に本店、営業所、出張所、工場その他営業拠点を有し、これら営業拠点、事業設備、取引先等の事業基盤等が熊本地震の影響を受けたことによって、経営に支障が生じている、又は生じる懸念があると認められること。 (2) 中小企業者等が熊本地震により事業継続が困難となるおそれがあり、金融支援による事業再生が求められていること。 (3) 熊本地震事業再生支援ファンドによる中小企業者等に対する債権買取が、清算を前提とした手続きに比べて、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できること。 (4) 中小企業者等に対する対象債権者の支援協力が得られること。 (5) 中小企業者等が反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。 (6) 中小企業者等の財務基準が原則として以下の要件を全て満たすこと。 ア 5年以内に営業損益が黒字となる見込みであること。 イ 10年以内に債務超過が解消される見込みであること。 ウ 10年以内に有利子負債のキャッシュ・フローに対する比率が10倍以内となる見込みであること。